調停条項（相手方●●●分）案

書式４－３

（ひながた３・ＤＤＳ型）

１　弁済計画の基本方針

申立人と相手方株式会社●●●（以下「相手方」という。）は，申立人と相手方ほか金融債権者●社（以下，併せて「相手方ら」という。）との間における申立人の弁済計画について，申立人において経営危機に陥っており，破綻を回避するため，不採算事業から撤退するとともに，採算事業についても必要なリストラ策を講じた上で，合理性が認められる令和●年●月●日付け再生計画書【注：又は「別紙再生計画書」】のとおり，令和●年以降，毎年●●●円の営業利益を出す計画の下において，相手方らに対して，●年間にて総額●●●●円を返済するものであることを確認する。

２　債務額の確認

申立人は，相手方に対し，申立人が相手方から本日までに借り受けた金員の残債務【注：又は「負担した求償債務の残債務」】として，金●●●●円（内訳：残元金●●●円，未払利息金●●円，確定遅延損害金●●円）及び残元金に対する令和●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

３　弁済方法（ＤＤＳ）

(1) 申立人は，相手方に対し，前項の金員のうち，金●●●円（内訳：残元金●●●円，未払利息金●●円，確定遅延損害金●●円）及び同残元金に対する令和●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による利息を別紙返済計画表（相手方●●●分）に記載のとおり分割して，次の相手方の口座に振り込む方法により支払う。

　　●●銀行●●支店の●●名義の（普通，当座，通知，別段，●●）預金口座（口座番号　●●●●●●●）

【注：利息一括支払型）】

(2) 申立人は，相手方に対し，前項の金員のうち，第１号の金員を控除した残金●●●円（内訳：残元金●●●円，未払利息金●●円，確定遅延損害金●●円）及び同残元金に対する令和●年●月●日から令和●年●月●日まで年●パーセントの割合による利息金●●●円を，令和●年●月●日限り，第１号に記載の口座に振り込む方法により支払う。

【注：利息毎年支払型】

(2) 申立人は，相手方に対し，前項の金員のうち第１号の金員を控除した残金●●●万円（内訳：残元金●●●円，未払利息金●●円，確定遅延損害金●●円）及び同残元金に対する令和●年●月●日から令和●年●月●日まで年●パーセントの割合による利息金を，次のとおり，第１号記載の口座に振り込む方法により支払う。

ア　令和●年●月●日限り，上記残元金●●●円に対する令和●年●月●日から令和●年●月●日まで年●パーセントの割合による利息金●●●円。

イ　令和●年●月から令和●年●月まで，毎年●月末日限り，上記残元金●●●円に対する●年●月●日から●年●月●日まで年●パーセントの割合による利息金●●●円ずつ。

ウ　令和●年●月●日限り，上記残元金●●●円に対する令和●年●月●日から令和●年●月●日まで年●パーセントの割合による利息金●●●円。

エ　令和●年●月●日限り，上記残金●●●万円（内訳：上記残元金●●●●円，同未払利息金●●円，同確定遅延損害金●●円）。

(3) 申立人と相手方は，第２号の債権について，以下のとおり合意する。

ア　申立人について破産手続が開始した場合，第２号の債権については，申立人の破産手続における配当の順位が，劣後的破産債権に後れる。

イ　申立人について特別清算手続が開始した場合，第２号の債権については，申立人の特別清算手続における弁済の順位が，その他の一切の債権（ただし，劣後債権と同等の条件を付された債権を除く。）に後れる。

ウ　本項は，本日現在において申立人が負担している全ての債務（ただし，劣後債務及び劣後債務と同等の条件を付された債務を除く。）及び本調停条項に基づき申立人が新たに負担する全ての借入金債務にかかる債権を有する者の全ての同意なくして，これらの債権を有する者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず，そのような変更の合意は効力を生じない。

エ　本項に反してなされた申立人の相手方に対する弁済はいずれも無効とし，相手方は，当該弁済金を申立人に返還しなければならない。

４　期限の利益の喪失

申立人が，第３項１号の分割金の支払を怠り，その額が金●円に達したときは，申立人は当然に期限の利益を失い，申立人は，相手方に対し，同項第１号の金員から既払額を控除した残金及び残元金に対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

５　担保解除

申立人が第３項第１号の弁済を期限の利益を失うことなく履行した場合には，相手方は，別紙担保目録記載の担保権設定契約を解除し，申立人に対し，その担保権抹消登記手続その他の担保権の消滅を第三者に対抗するために必要な書類を交付する。

６　清算条項

申立人と相手方は，本件に関し，本調停条項に定めるほか，他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

７　調停費用

調停費用は，各自の負担とする。

担保目録

１　所　　在　〇〇

　　地　　番　〇〇

　　地　　目　〇〇

　　地　　積　〇〇

　　所 有 者　〇〇

２　所　　在　〇〇

　　家屋番号　〇〇

　　種　　類　〇〇

　　構　　造　〇〇

　　床 面 積　〇〇

　　所 有 者　〇〇